

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の増大を図るためにコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しております。また、事業の発展と同時に、経営の透明性高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っていくことが、コンプライアンスを確保する上で、最も重要な課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社は、株主の皆様にご覧いただく総会議案の十分な検討期間を確保いただけるよう株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、株主総会招集通知発送日の前日に招集通知内容を自社ホームページにて掲載しております。次年度以降につきましては、招集通知の早期発送について、その可否も含め検討してまいります。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社の株主構成において、海外投資家および機関投資家の割合がそれぞれ20%を超えておりますが、ニーズとコストなどを総合的に勘案の上、招集通知の英訳を実施しておりません。今後につきましては、株主構成比率の動向に注視した上、招集通知の英訳の実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在、経営環境の変化に対応すべく多角的な事業展開を実施しており、迅速な対応が可能となる柔軟性のある会社運営を維持するため中期経営計画の策定は行っておりませんが、単年度ごとの数値目標を設定し、月次レベルで幹部会にて差異分析し、原因について早急に対応することにより、この目標数値の達成にむけ取り組んでおります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者計画】

取締役等経営責任者の後継者の選出の計画について、現状具体的なものを策定しておりませんが、今後、社内外を問わず経営責任者たる人材の育成や発掘を可能とする体制を整えていくことにつき取締役会にて検討してまいります。

【原則4-2 取締役の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬とインセンティブ】

当社の経営陣の報酬については、インセンティブを導入しておりません。また、現状、現金報酬のみとなっております。今後につきましては、持続的な成長に向けたインセンティブと機能するよう、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することについて検討してまいります。

【補充原則4-3-2、3 最高経営責任者(CEO)の選任・解任の手続き】

当社は、現時点でCEOの選任・解任に関する具体的手続きについて確立しておりませんが、現状につきましては取締役会において適切なプロセスを経て決定しております。今後につきましては、客観性・適時性・透明性のある手続きの確立について検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は1名のみになっておりますが、選任された独立社外取締役の会社運営、公益社団法人での活動や経験を基に客観的かつ独立した立場での取締役会における業務執行の監督という独立社外取締役としての役割や責務を果たすことは可能であると判断しており現状の体制は適切であると認識しております。今後につきましては、社会趨勢や弊社の置かれた環境の変化への対応など必要に応じ独立取締役の増員を検討しております。

【原則4-10-1 任意の独立した諮問委員会の設置】

当社は、独立社外取締役の人数が取締役会の過半数に達しておりませんが、特に重要な移行に関する検討について、現在選任している独立社外取締役、社外監査役は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための関与・助言を得ることへの寄与いただけるものと認識していることから、任意の諮問委員会を設置しておりません。今後につきましては、その必要性を含め検討を始める予定です。

【原則4-11 取締役会全体の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会メンバーは、各担当事業・機能における知識、経験、能力を総合的に勘案の上、相応する人物と判断され選定した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすに十分であると理解しております。なお、取締役会の多様性と適正規模を両立させるメンバーの構成について、ジェンダーや国際性の面を考慮すべく今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

現在、当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しておりませんが、今後、取締役会の機能向上を図るべく分析・評価方法も含め検討してまいります。また評価結果の概要開示について、その実施の可否を含め検討をしていきます。

【原則4-14、補充原則4-14-1、補充原則4-14-2】取締役のトレーニング方針の開示

現在、選任された各取締役・監査役は、その能力・スキルについて十分である人選を行っておりますが、経営環境の変化に関して、より適切な対応すべくトレーニングの機会の提供・斡旋等の実施を、今後必要に応じ整備することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社では、投資株式の保有目的が純投資目的以外の目的で保有する株式について、現在これを保有していません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、会社間の取引、競業取引などの関連当事者取引について、取締役会の決議を経て、報告事項になっております。取締役会で取引ごとに事前の承認が必要となり、取引結果については報告を実施することになっております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2010年8月より退職金制度から確定拠出年金に移行しており、企業年金基金制度はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念につきましては、ホームページのトップにてメッセージとして開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンス報告書「1.1 基本的な考え方」に記載し、またホームページにてコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方として開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬につきましては、株主総会での決議を受けた総額の限度内で実施しております。各取締役の報酬額につきましては、各自の職務や職責、業績に応じて取締役会において提案され、取締役の合議で決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会において、経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役の指名を行っております。取締役の任期を1年と規定し毎株主総会での承認をいただくため、各取締役の職務遂行のための経験、能力、知識等を勘案し、また会社の業績や経営状況を考慮して取締役会にて協議し決定しています。

監査役候補者提案については、各監査役の職務遂行のための経験、能力、知識等を勘案し、監査役会の同意を得て代表取締役が実施します。

(5) 取締役・監査役等候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、その理由を株主総会参考資料の中で説明しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規程に則り当社グループの経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定を行っております。また、意思決定に基づく当グループ取締役、執行役員、幹部の業務執行に関しては決裁権限規程を設けて委譲し、モニタリングをしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、原則として本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立性を有した者を招聘することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1 役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、弊社の重要な各事業に関して知識、経験、能力を有した者を候補者とし、多様性等も踏まえた上で取締役会の全体的バランスを考慮して選任し、毎株主総会にて承認いただく事としております。取締役の選任に関する方針・手続きは、【原則3 - 1(4)】に明記しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の各取締役・監査役の兼任状況は、株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話に関する方針は、GMC(Group Management Center)IR担当が窓口となり、その内容によっては管理本部を統括する取締役CFOが対応することとしております。また必要に応じ、財務経理部を含む管理部門全体で直接対話を実施するIR担当や担当役員をサポートし、情報の正確性及び迅速な対応を図る方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジファンド株式会社	508,000	8.64
GOLDMAN, SACHS&CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	399,300	6.79
GOLDMAN, SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	306,698	5.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	291,600	4.96
BNYM AS AGT/CLTS NON TRASTY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	158,400	2.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	125,099	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	124,700	2.12

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	114,400	1.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	108,700	1.85
小淵 智徳	91,900	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

該当する記載事項はありません

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する記載事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	35名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大里 真理子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大里 真理子			多言語の翻訳会社を起業し、着実に事業を伸ばす傍ら、ESG活動にも取り組んできた豊富な経験を有し、その幅広い見識からの助言・提言は有益と考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役および監査役会は、当グループの会計監査人である監査法人アリアとの毎四半期の報告会、および、必要に応じて会合を持ち、会計監査人の職務執行の状況について報告を受け、その妥当性について意見を述べております。監査結実施状況、監査結果、監査で検出された今後の課題等について意見交換を適宜行うなど緊密な連携を維持しております。また内部監査については、監査役に内部監査結果を報告するとともに、適宜内部統制にかかる事項につき意見の交換を行っております。内部統制が機能する環境の整備のため、取締役CFOと監査役、ならびに改易監査人の間で、内部統制の制度再設計、および、運用状況の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒田 克司	公認会計士													
南 惟孝	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 克司	<input type="checkbox"/>		公認会計士の資格を有しており、社外監査役としてのアドバイスは有益と考えております。
南 惟孝	<input type="checkbox"/>		企業法務、特に会社法およびコンプライアンス規程を熟知しており、当社グループの内部統制について法律的な視点で監査いただくことは適当と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

現在の報酬制度は、効率的かつ効果的であると認識しております。
ストックオプションの付与を含めたインセンティブ制度については現段階では必要性がないと判断し、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円を超える役員については、有価証券報告書において個別開示を実施しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会、監査役会等の重要な会議の前には、事前に非常勤取締役および非常勤監査役に対して、議案を送付し情報共有に勤めております。
召集連絡等につきましては、常勤監査役もしくは議案担当取締役が行っており、資料提出も適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行については、経営の方針や会社の意思決定を取締役会が決めた上で、取締役をはじめ執行役員の他幹部が出席する幹部会を週次で開催し、経営方針・意思決定に沿った業務執行する体制をとっております。
監査の状況につきましては、会計監査人である監査法人アリアと監査契約を締結し、当社グループ全社の決算内容について適正な監査手続が実施されていることの確認を行っております。
また監査役は、経理財務部長又は取締役CFOから内部監査結果の報告を受け、会計監査、内部監査結果について適宜意見交換を行っております。
さらに、必要に応じて弁護士資格を有する社外監査役にアドバイスを求めることで法令およびコンプライアンスの必要な確認を行った上で、業務執行、および、意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、経営の意思決定機関である取締役会に、社外監査役が3名出席しており、外部からの監視・監督機能は十分に機能しているものと判断しております。また常勤監査役は社内においては内部監査機能を担う経理財務部長や取締役CFOと連携し、外部においては会計監査人との情報共有や意見交換を通じて、監視・監督機能の強化の一端を担っているものと判断しております。
当社グループの経営上の重要事項に関する議論や経営の意思決定において、迅速性、効率性を重視し、当社グループ事業の特性に関する知識や見識を十分に充足した社歴の長い人物を登用する一方で、社会変化の高速化や客観的な意見を持つ人物も登用し、現在の取締役を任命しております。社外取締役については、当社グループ製品市場のニッチさから、状況を理解し、適切に判断頂ける適任者の選定には十分な時間が必要であると考えております。
当社グループといたしましても、経営への監視・監督の強化における社外取締役選任の有効性は十分認識しており、適正な業務執行を運営しつつ、現体制における最適なコーポレートガバナンスを確保に向け、人材の確保・選定へ取り組んでまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	実施しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	第55期(2019年4月～2020年3月)の定時株主総会から、利用を開始しております。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しておりません。
その他	株主総会招集通知を自社企業サイトの投資家向け情報ページに公開し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、お客様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社を正しく、またより深く知っていただくために、当グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めてまいります。	
IR資料のホームページ掲載	法定決算公告の他、主要財務指標推移、決算短信、適時開示資料、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。管理本部で管理・運営しております。 http://www.uniden.co.jp/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では標語として Connectivity・Engineering・Responsibility を掲げ、お客様や株主様、お取引様等、あらゆるステークホルダーとのつながりを、最新かつ信頼に基づく技術力によりより良い関係であり続け、また発展させる責任があるとの認識を持って努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示は各法令ならびに適時開示規則等を遵守し適切な情報開示を行っております。また、開示義務がないとされる決定事項および発生事項に関しても、株主及び投資家の投資判断に対し提供を及ぼす可能性があると考えられる場合には積極的な情報開示を行い、ステークホルダーに対する適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社グループの取締役、使用人を対象とした行動規範として「コンプライアンス行動基準」を設定し、法令・定款及び社会規範遵守について周知徹底を図っている。
(2)内部通報制度を設け社内における法令順守違反等について迅速な情報収集が可能となっております。また、社外からの法令順守違反等の情報も収集可能な「問い合わせ先」を設定し、コンプライアンス推進の体制を構築している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報や文書に関しては設定している「文書管理規程」に従い、書面または電磁的記録媒体に記録し保存管理している。また保管された書面・データについて取締役および監査役は閲覧可能となっている。
(2)高度な情報のセキュリティ管理体制として情報システムに関する規程を定め管理・運用している。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループにおける危機管理の指針として「危機管理規程」を設定し、事業遂行に支障のあるあらゆるリスクに対応し企業価値の保全を図る。
(2)重大な不測の事態発生時には、グループ全体で損失・損害を最小限に止める体制を整える。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
(1)当社グループでは取締役、執行役員による経営体制を取り入れ、経営、業務現場での意思決定を効率的かつ迅速的な運営を図る体制を整えている。
(2)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役、執行役員、会社幹部が出席する取締役会や幹部会議を適宜開催し、重要な経営判断についての意思決定を行う。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通で適用されるコンプライアンス行動基準を定めている。また業務執行にあたっては、グループ会社全てに適用される社内規程に従った決裁承認、報告の徹底により経営管理されている。
(2)グループの取締役・執行役員はグループ全体のリスク管理、法令順守、財務会計の適正の確保についての責任や権限を持って業務を執行している。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役・執行役員は、その独立性を確保するための体制について整備する。
(2)現状、職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会運営等の事務処理など監査役および監査役会を補助する役割については管理本部が実施する体制が整備されている状態になっている。
7. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度 第七条(通報者の保護)を設定して通報者に対して不利益な取り扱いをしない旨明記されている。
8. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役・執行役員および使用人は、業務執行または当社グループに重大な影響を及ぼす事項等については、当社監査役に都度報告するものとする。
(2)当社監査役は必要に応じて当社グループ取締役・執行役員および使用人に対して、必要な時にいつでも報告や説明を求めることができるとともに、当社グループ取締役・執行役員および使用人は必ず要請に応ずるものとする。
9. その他当社の監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(1)監査役は必要に応じ当社グループの監査を実施し、取締役・執行役員および使用人に対して意見・指摘等を行うことができる。
(2)監査役は取締役・執行役員との会議・懇談、各部門や子会社に関するヒアリング・意見交換、各種資料の閲覧を実施するなどマネジメントや業務執行担当部門との連携を図る。また、関係監査人からも会計監査の内容や結果の説明を受けるとともに意見交換を行う等連携を図る。
(3)専門性の高い法務事項や会計問題については、法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするための必要に応じてアドバイスを受ける体制を構築し、法的リスクの軽減に努める。

不適切な会計処理の発生後、内部統制の制度の見直しを外部コンサルタントと共に進め、内部統制の「フローチャート」「業務記述書」「リスク・コントロールマトリックス」の見直しと新規ソフトウェアの購入・導入を行い、抜本的な見直しに努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに警察、弁護士等のしかるべき機関に通報するとともに、それらの機関と連携して組織的に対処します。また特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し最新の動向を把握するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題のひとつと捉えており、買収防衛を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

